

総務委員会記録

令和 7 年 9 月 1 9 日開催

- 1 日 時 令和7年9月19日（金） 9：58～10：51
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 住友進一委員長 武田副委員長
荒谷委員 星加委員 広浦委員
水谷委員 佐々木委員
- 4 欠席委員 山崎委員
- 5 議長 湯浅議長
- 6 傍聴議員 久米議員 橋本議員 藤本議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市長 平井副市長 東條政策監
篠原政策監 幸泉企画部長 荒井総務部長
川端危機管理部長 東会計管理者 小西消防長
田中消防次長 小杉消防署長
横手秘書広報課長 兼任人事課長
七條企画政策課長 田中 DX 推進課長 長谷総務課長
石山財政課長 日下税務課長 川田危機管理課長
吉積会計課長 栗本警防課長 武田予防課長
六浦情報管制課長 桑田第二消防課長
田上選挙管理委員会事務局長 森口監査事務局長 他
- 8 事務局 佐坂議会事務局長 田上議事課長 平瀬課長補佐
福岡係長
- 9 傍聴者 0名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

住友進一委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開催いたします。

本日、欠席の届がありましたのは山崎委員です。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。福谷委員長の御逝去によりまして委員の互選により委員長に就任をさせていただきました住友進一でございます。一生懸命、スムーズな委員会運営に努めますので、委員の皆様におかれましても御協力をよろしくお願いいたしまして、簡単ですけど御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は総務委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に提案をさせていただきます案件につきましては、条例の一部改正案3件、令和7年度一般会計補正予算案1件、徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてが1件の計5件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議の上御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

住友進一委員長 ありがとうございます。

本委員会の審査案件は、付託されました市長提出議案5件及び請願1件であります。それでは、審査に入ります。

第3号議案 阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

住友進一委員長 初めに『第3号議案 阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。田上選挙管理委員会事務局長。

【理事者説明 田上 選挙管理委員会事務局長】

住友進一委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第3号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 御異議なしと認めます。よって、『第3号議案 阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第4号議案 阿南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

住友進一委員長 次に『第4号議案 阿南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。兼任人事課長。

【理事者説明 兼任 人事課長】

住友進一委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 最近、何か通告制になってるんですが、通告はしていませんが、数字ではなくて、私も職員さんの働き方とかはよく分からないんですが、この条例で決められることはいいことだと思うんです。これができる必要性っていうか、だから現在は職員さんへの情報提供とか、職員さんからの申し出とかいうこととかいうのはどのような形を取っていますか。
それで、その中で職員さんから、もっとこう改善してほしいとか、これをもっと知りたいとか、何か今現在、問題っていうか、改善してほしいみたいな声がもしあったら参考に教えてください。

住友進一委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 今現在の対応状況についてでございますが、個別に職員がそれぞれの出産とか、そういった状況になった場合に個別に申し出がございます。その際には一人一人に面談等による、個別に具体的に、今現在、使える施策とか、そういった情報についての提供を丁寧にさせていただいているところです。

また、職員からの改善についての要望があるかという御質問に対しましては、今のところそういうお声は上がっておりません。以上、お答え

とさせていただきます。

住友進一委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ありがとうございます。今のところそういう要望とか問題がないという
ことでちょっと安心しました。条例ができることでより情報の提供と
か周知が進んで働きやすくなったらいいなと思っています。賛成です。

住友進一委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第4号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決す
ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 御異議なしと認めます。よって、『第4号議案 阿南市職員の勤務時
間、休暇等に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決され
ました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第5号議案 阿南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

住友進一委員長 次に『第5号議案 阿南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。兼任人事課
長。

【理事者説明 兼任 人事課長】

住友進一委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。
星加委員。

星加 委員 ちょっと理解ができないところがありますのでお教をいただきたい
と思います。

会計年度任用職員さんについてはこのようなことっていうことが分か
ります。それで、会計年度任用職員さんの短時間、半日とかですね、そ
の時間の方もそれ、該当するっていうことが分かります。それ以外に市
で雇用、雇用というんですか、職員として来ていただくのに、期間的な、

臨時的な採用の方もいらっしゃいますが、その場合はどのようなになるのでしょうか。その点についてお教えをいただきたいと思います。

住友進一委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 会計年度任用職員さんの期間が短い方の場合につきましても、1年間に請求されるこの規定の中に、1年間に請求することができる部分休業の上限とかいうのは、出生の時期、採用、退職の時間に左右されないということが規定されております。そのため、期間っていうのは影響がないということになります。以上でお答えとさせていただきます。

住友進一委員長 星加委員。

星加 委員 じゃあ、会計年度任用職員さん全てにこの条例が当てはまるというふうに理解してよろしいんですね。

住友進一委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 すみません。非常勤職員さんにつきましては、その条例の中に一定の条件を満たす者として、勤務日が週3日以上または年121日以上ということが定められておりますので、その方が対象となります。以上、お答えとさせていただきます。

住友進一委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第5号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 御異議なしと認めます。よって、『第5号議案 阿南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第7号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第2号）について

住友進一委員長 次に『第7号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第2号）について』のうち、本委員会に関係する部分を議題といたします。第7号

議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 すいません、数字は聞きません。

32ページです。消防費です。常備消防費の中で、常備消防管理費で屋外タンク貯蔵所定期保安検査等審査業務委託料39万6,000円、これの対象のタンク類を教えてください。

今、四国電力さんはタンクを随分撤去、もうされてますけども、ここは対象となったりするんでしょうか。教えてください。

武田 課長 質問にお答えします。

住友進一委員長 すいません、指名してませんので。手を挙げていただきたいと思います。武田予防課長。

武田 課長 1点目、該当するタンクにあつては、四国電力橘湾発電所になります。該当する部分としては1階以上となります。以上、お答えとさせていただきます。

住友進一委員長 佐々木委員。

佐々木委員 じゃあ、この対象タンクっていうのは四国電力のタンクのことを指しているんですね。現在の橘湾火力っていうんですか、舩崎にある四電さんのタンクっていうことでしょうか。ここは随分、撤去が進んでいると思うんですが、現在も何基か残っていて、それが対象になるっていうことですか。タンク数とか教えてください。さっき、数、聞かないと言いましたけど、それぐらい、いいかなと。すいません、お願いします。

住友進一委員長 答弁できますか。武田予防課長。

武田 課長 今回のは小勝のタンクになります。かかっているのは阿南のほうになりますので、今回のは関係ございません。以上、お答えとさせていただきます。

住友進一委員長 佐々木委員。

佐々木委員 すいません、ちょっと聞き取りにくかったんです、すいません。ですから、橘のこっち側の油のタンクでなくて、小勝の、油のという表現でないですね。舩崎の四電さんでなくて、小勝の四電さんのタンク。そのタンクっちゅうんはやっぱり燃料油とかが入っているタンクのことですか。よくある、屋根が沈んでいったりするようなあんなやつかな。ほんで、これがもし、数も分かるんだったら教えてください。

住友進一委員長 小休します。

小 休 10:27～10:30

住友進一委員長 小休前に引き続き、委員会を再開します。

武田 課長 今回のは小勝にあるタンク、軽油タンクになります。小勝にある分の2個のうちの1つになります。これについては年数によつての定期検査の分になります。阿南の橋の発電所の分では、今回はございません。小勝のほうになります。小勝のタンク1基になります。以上、お答えとさせていただきます。

住友進一委員長 ほかに質疑ありませんか。水谷委員。

水谷 委員 23ページ、総務管理費、7、企画費の職員給与費等についてお伺いします。ここで1,017万1,000円が減額されていますが、減額の理由を教えてください。

住友進一委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 減額の理由でございますが、この令和7年の4月の人事異動に伴い、ふるさと未来課の廃止に伴う管理職1名分の減額とさせていただきます。それに伴って、この人事異動の分でございますが、その後ろの商工のところ、31ページの商工総務費のほうを増額させていただいております。今回の9月補正につきましては、令和7年12月末までの人件費全体で足りない分、不足額の分だけを計上させていただきます。以上、お答えとさせていただきます。

住友進一委員長 ほかに質疑ありませんか。広浦委員。

広浦 委員 23ページの3、歳出、2款、総務費、1項、総務管理費の5目、財産管理費、13節、使用料及び賃借料で庁舎等管理費223万円が計上されておりますけれども、こちら、NHKの契約料というような説明があったかなと思います。カーナビと確かおっしゃられていたんですけれども、それが何台分で、これ、いつからの支払いになるのかお答えください。

住友進一委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 総務課の長谷です。よろしくお願いいたします。公用車の台数等についてお答えいたします。

今回の補正予算計上いたしております公用車については14台、消防関係の車両9台と乗用車5台の分であります。いつからの分ということですが、それぞれの分の設置時期から支払うことになりますので、最長では公用車のカーナビ1台分、平成22年9月分からお支払することになります。以上、お答えとさせていただきます。

住友進一委員長 広浦委員。

広浦 委員 14台で、古いもので平成22年からということだったんですけれども、それが積みもって223万円です。来年度以降はどのように対

応されるのでしょうか。

住友進一委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 未契約だった分の受信設備や公用車については、業務上の必要性の有無を確認の上、不要なものは今年度中に撤去する予定でございます。以上でございます。

住友進一委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。以下要望ですけれども、不要なものは撤去されるということです。必要なものもあるかもしれないんですけれども、その必要なものに関しても、最近だとワンセグなしのカーナビですね、だから、もう単純にカーナビだけの機能のもの、テレビは映らないものもありますし、あと、ただのディスプレイですね。ただの画面。で、それにスマホに接続してそれが映るようになるといったようなものもあると思いますので、必要で残すものでも費用対効果があるのであればそういったものの検討もされてくださいという要望です。

住友進一委員長 ほな、要望ということでよろしく願いをいたします。
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第7号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 御異議なしと認めます。よって、『第7号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第2号)について』のうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第15号議案 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

住友進一委員長 次に『第15号議案 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。兼任人事課長。

【理事者説明 兼任 人事課長】

住友進一委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第15号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 御異議なしと認めます。よって、『第15号議案 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

請願第2号 「徳島県平和の日」の条例制定を求める意見書の提出を求める請願

住友進一委員長 次に請願の審査に入ります。『請願第2号 「徳島県平和の日」の条例制定を求める意見書の提出を求める請願』を議題といたします。まず、事務局に要旨の朗読をいたさせます。

【事務局 朗読】

住友進一委員長 ありがとうございました。本請願に対する理事者の見解を伺います。
七條企画政策課長。

七條 課長 企画政策課、七條です。『請願第2号 「徳島県平和の日」の条例制定を求める意見書の提出を求める請願』につきまして、理事者の見解を申し上げます。

本市では、市議会議員の皆様をはじめ、市職員、そして多くの市民の方が連携し、平和を誓い、平和を願う活動に継続して取り組んでおります。本市主催の阿南市戦没者追悼式では、尊い犠牲となられた戦没者への哀悼の念を捧げるとともに、平和の重要性を再認識し、平和への誓いを立てる場として毎年挙行しております。

さらに毎年8月には、阿南市民平和の集い実行委員会主催の阿南市民平和記念集会と、徳島県青年学生平和友好祭実行委員会主催の徳島県反核平和の火リレーが長きに渡り行われており、本年も8月6日に開催されております。この平和祈念集会は多くの市民が集い、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴え、核兵器廃絶と世界平和の実現に向け、恒久平和を誓

う貴重な場となっております。

市議会におきましても、昭和57年9月に市民とともに平和を守り続けることを宣言する平和擁護非核都市の宣言が、徳島県内で最も早い時期に決議され、令和元年6月には、日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書が採択されています。

また本市は平成20年2月には核兵器廃絶と世界恒久平和を目指すことを目的とした平和首長会議に加盟し、世界各国の都市とともに核兵器のない平和な世界の実現に取り組む態度表明を行っております。

徳島県において、7月4日を「徳島県平和の日」と定め、条例を制定することは、本市がこれまで取り組んできた、そして今後も継続して取り組む平和希求の活動の理念と同じくするものであり、不戦平和の誓いを改めて確固たるものとし、基本的人権を尊重し、持続可能な平和社会の実現を目指すものと認識しております。併せて、先の大戦の実相や体験を次世代へ引き継ぐうえでも意義深いものであると考えておるところでございます。

以上、請願第2号に対する理事者の見解といたします。

住友進一委員長 ありがとうございました。

これより、本請願について委員からの御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。水谷委員。

水谷 委員 水谷です。請願に書かれている内容は本当に全くそのとおりで、平和を願うことに反対する理由はありませんので賛成いたします。

住友進一委員長 ほかに、荒谷委員。

荒谷 委員 私も賛成の立場で述べたいと思いますが。ちょうど徳島市内が大空襲に遭ったということで、親戚の方が、私はまだ生まれておりませんが、疎開して、実家のほうですね、家族じゅうが疎開してきて、本当に大変な惨状であったというような話を祖母から聞いておりまして、いかに平和が大切であるか、そしてまた、今、世界中でいろいろな戦争とか、宗教戦争とか、そういったことをされていますが、やはり犠牲になるのは小さな子どもたち、そしてまたこれからの若い方々が本当にそういうふうな立場で苦勞されているということを鑑みながら、この、本当に世界平和、そしてまたそういうふうな礎を我々が作っていくべきだと考えておりますので、ぜひともこの制定に向けて取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思っております。以上でございます。

住友進一委員長 ほかに、佐々木委員。

佐々木委員 はい。賛成です。語り継ぐってことは非常に大切で、その語り部がいなくなっていくなかで、また次の世代へも引き継いでいくことは非常に大切なことだと思います。この条例制定により、そういう活動も続いていくことが期待されますので、ぜひお願いしたいです。

住友進一委員長 ほかに御意見ございますか。武田副委員長。

武田副委員長 私からも意見を述べさせていただきます。まず、この平和の日を作る条例というのは、これは趣旨としては反対するべきものではないというふうに考えております。

語り部事業、これにつきましては、徳島県におきましては、徳島県の護国神社におきまして語り部事業が、遺族会の皆さん主催によりまして実施をされておるところでございます、その回数はもう実に100回を超えておるところでございます。私も遺族といたしまして、語り部を実施したところでございます、その戦争の悲惨さ、そしてまた、二度と戦争を起こさせないっていうふうな、そのことを後世につなげていく、これは非常に重要なことであります。

そしてまた、この実施の日が7月4日というところでございますが、一方で、阿南市におきましては、7月30日に那賀川鉄橋での悲惨な爆撃があったり、あるいは椿泊におきましても船が襲来を受けたりとか、橋町においてもいろんな被害が発生しておるところでございます。

この条例を策定するに当たりまして、御意見としましては、加えて要望していただきたいというところが私は1点ございます。それは、遺族会のほうで語り部事業もしておりますし、例えば日本遺族会におきましては、追悼式などにおきまして、そこで語り部事業とかもしていつてはどうかとか、そういうふうな意見も出ておるところでございます。

従いまして、各地区、徳島県の追悼式は8月に実施をしていただいているわけでございますが、市におきましては5月であったり、あるいは町においては5月に実施をしておるところもございます。5月、6月とか、日程がさまざまな場合もございます。

後世につないでいく、教育をしていく、語り継いでいくっていうふうなところでおきますと、そういうふうな、実際の語り継いでいくその期間、また、夏場、非常に暑うございまして人が集まりにくいというようなところもございますので、そういうふうなことも日本遺族会、あるいは徳島県遺族会の方々ともしっかりと連携をしていただいて、何か要望活動につなげていただければというふうなことを、私からちょっとそういった要望も踏まえまして、賛成という形を取らせていただきます。

住友進一委員長 ほかに御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 ほかに御意見がなしと認めます。

これより、請願第2号を採決いたします。本請願を採択することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は、全会一致で採択と決しました。

本請願は意見書の提出が求められております。審査の中で委員からいただきました御意見を踏まえまして、後日、意見書を作成し、閉会日に議員提出議案として提出したいと思います。意見書の文案及び提出先に

つきましては正副委員長に一任いただきたいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

住友進一委員長　ありがとうございます。それでは、意見書を作成して閉会日に議案を提出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

質　疑　終　了　・　採　　　決
全　会　一　致　・　採　　　択

住友進一委員長　以上で本委員会に付託されました議案の審査及び請願の審査が全て終了いたしましたので、本委員会を閉じることといたします。
閉会に当たり市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐　市長　　本日は総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。また、提案をさせていただきました案件につきまして、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。御審議の中で賜りました御意見、また御提言につきましては今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。本日は誠に御世話になりました。ありがとうございました。

住友進一委員長　これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉　会　　　　　10：51
